

景観形成の基本的な考え方（坂越地区）

【まちづくりの目標】 歴史をいかす—風格と潤いのある、落ち着いたまち

1. 風格のある歴史的環境を守り、育てる

- 伝統的町家・酒造を守る。
- 歴史的環境と協和した都市景観を育てる。

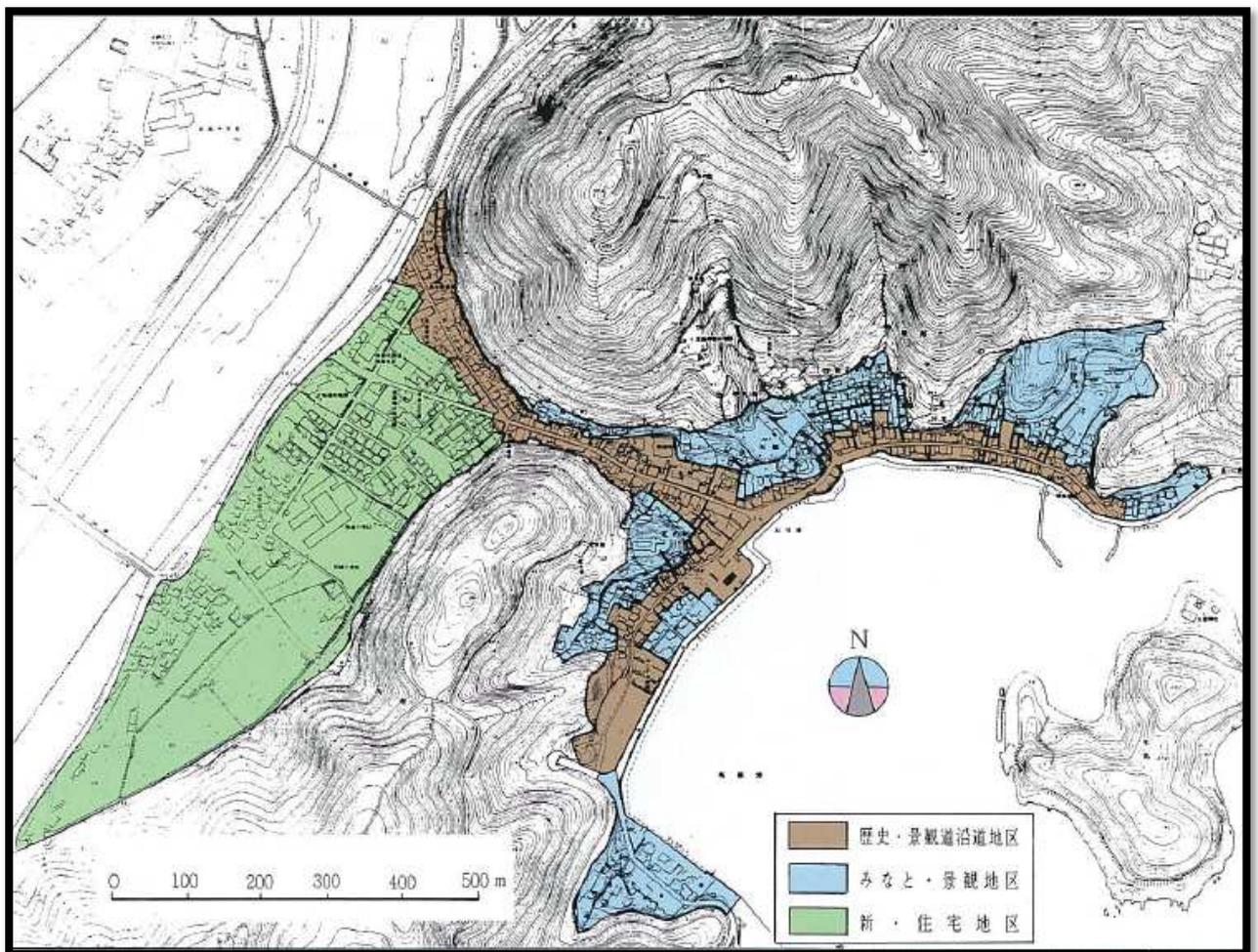
2. 安全・快適な移住環境を育て、創る。

- 安全な居住環境を創る。
- 快適な居住環境と良好なコミュニティを育てる。

このような考え方に基づいて、坂越地区景観対策協議会を中心に地区のみなさんのご意見をお聴きしながら、平成4年4月1日に坂越地区を「赤穂市都市景観の形成に関する条例」に基づいて、「市街地景観形成地区」に指定し、「整備基準」を定めて、建築物等を建築する際のルールをつくりました。

景観形成地区の区域

次の図に示す区域を市街地景観形成地区とします。



景観形成基準(整備基準)

坂越地区のまちづくりの目標である「歴史をいかす—風格と潤いのある、落ち着いたまち」をめざすため、地区全般にかかる「共通基準」を定めるとともに、地形や集落形態など現況から考え、地区を「歴史・景観道沿道地区」・「みなと・景観地区」・「新・住宅地区」に区分し、それぞれの地区特性を生かした「地区別基準」を定め、都市景観の形成を図ります。

■景観形成基準 (坂越地区)

地区別基準	地区	項目	建築物等	
	地区別基準	歴史・景観道沿道地区	屋根・庇	・和瓦葺でできるだけ平入りとし、屋根の勾配は周囲の建物と調和したものとする。
外壁			位置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面にそろえ、隣家との間に不釣り合いな空間を設けないようにする。 ・駐車場や庭等を確保するため、やむを得ず建物を後退させる場合は、和瓦葺の門・塀等を設置し、町なみの連続性を保つようにする。
			材料	・基礎はできるだけ石積みとし、腰部分は板貼りまたはこれに類するもの、その上部はしっくい壁または、これに類するものとする。 ・外壁は白または灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩のものとする。
開口部			・通りに面する窓・格子等の意匠は、伝統的な様式および材料とする。	
外構			・通りに面する部分は石積みの保全に努める。	
みなと・景観地区		建物の高さ	・背後の民家からの眺望を著しく阻害しない高さとする。	
		屋根	・和瓦葺とし、屋根の勾配は周囲の建物と調和したものとする。 ただし、工場等については周囲の環境と調和したものとする。	
		外壁	・周囲の景観と調和した材質感のある材料を使用し、白または灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩のものとする。	
		開口部	・通りに面する、窓・格子等の意匠は、伝統的な様式および材料のものとする。ただし、やむを得ない場合は、周囲の景観と調和したものとする。	
		外構	・通りに面する門・塀は、板塀・しっくい塀等周囲の景観と調和したものとする。 ・石積みの保全に努める。	
新・住宅地区	外壁	・白又は灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩とする。		
	外構	・通りに面する部分は、植栽等を施し、うるおいのある空間を創出する。 ・通りに面して門・塀等を設置する場合は、建物本体と調和した色彩・材質・形態とし、周囲の景観と調和したものとする。		
	付属施設	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、建物本体と調和した色彩・材質・形態とする。		

景観形成基準(整備基準)

地 区	項 目	建 築 物 等
各地区共通 基準	構 造 ・ 階 数	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅（店舗併用住宅を含む）は、できるだけ木造2階建以下のものとする。 ・商業、業務用施設及び公共公益施設は、できるだけ3階建以下のものとする。
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根とし、黒または灰色系統の落ち着いた色彩のものとする。
	建 築 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機など壁面または屋上に設置する建築設備は、通りから見えにくいように設置する。
	広 告 物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物はできるだけ広告面を建築壁面に沿わせて設置するなど、周囲の景観と調和したものとし、原則として屋上広告物は設置しない。

工 作 物

- ・周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。
- ・基調とする色彩は落ち着いたものとする。